

# 秋季江差出張講習のご案内

## 日程

(株)日立建機教習センター 北海道教習所  
石狩市新港中央2丁目766-3  
TEL(0133)64-6388 FAX(0133)64-6148

|                           |                    |     |
|---------------------------|--------------------|-----|
| 車両系建設機械(整地等) (14H) (技能講習) | 11/20 (火) ~ 21 (水) | 2日間 |
| 小型車両系(整地) (13H) (特別教育)    | 11/22 (木) ~ 23 (金) | 2日間 |
| 不整地運搬車運転 (11H) (技能教育)     | 11/24 (土) ~ 25 (日) | 2日間 |
| 締固め用(ローラ) (10H) (特別教育)    | 11/26 (月) ~ 27 (火) | 2日間 |

| 講習区分                               | コース | 年齢条件  | 受講資格   | 料金(教本含む) | 対象機械他  |
|------------------------------------|-----|-------|--|----------|--|
| 車両系建設機械(整地等)運転<br>技能講習<br>北労安教第318 | 14H | 18才以上 | ・大型・中型又は普通自動車運転免許があり、小型車両系特別教育を終了後、小型車両系建設機械の業務経験が3ヶ月以上ある方<br>(申込書に事業主の経験証明が必要です。)<br>・大型特殊自動車運転免許がある方・・・経験不要                                  | 44,000円  | 機体質量3t以上<br>トラクター・ショベル/パワーショベル/モーター・グレーダー/ブルドーザ/ドラグショベル/クラム・シェル/トレンチャー/ドラグ・ライン/他 |
| 小型車両系(整地)特別教育                      | 13H | 18才以上 |  | 17,000円  | 機体質量3t未満   |
| 不整地運搬車運転<br>技能講習<br>北労安教324号       | 11H | 18才以上 | ・車両系(整地等又は解体)技能講習修了者<br>・大型特殊自動車運転免許がある方・・・経験不要<br>・普通(準中型・中型・大型)免許を所有し、小型車両系又は小型不整地運搬車いずれかの特別教育を修了し、終了後いずれかの実務経験が3ヶ月以上ある方(申込書に事業主の経験証明が必要です。) | 40,000円  | 最大積載量1トン以上<br>クローラキャリア/ホイールキャリア  |
| 締固め用(ローラ)特別教育                      | 10H | 18才以上 |  | 16,000円  | 締固めローラ<制限なし>   |

### 受付時間

講習初日の午前8:30より

### 学科会場

まなびっく(檜山郡江差町字南が丘7-172) TEL:(0139) 52-0160  
実技会場は初日に連絡いたします。

### 当日持参するもの...

学科 筆記用具・印鑑・受講に必要な資格証(原本)  
実技 作業服・ヘルメット・安全靴・皮手・防寒具等

### 予約・受付先

会場の都合や実技規定により定員がございますので、

**必ず事前に電話予約を行って下さい。**

まなびっく(檜山郡江差町字南が丘7-172)  
TEL:(0139)52-0160

### 受講料について

受講料については、まなびっくへ直接支払をお願いします。

**下記書類は受講日2週間前までにご提出ください。**

☆受講申込書・写真(3×2.4)2枚・・・自動車運転免許証・受講に必要な資格証(両面コピー)・・・受講資格参照  
☆受講申込書はインターネットよりダウンロードできます。

<http://kyosyu.hitachi-kenki.co.jp/hokkaido/index.html>

(ダウンロード→受講申込書より各科目選択してご利用ください。)

### その他

※過去に当社で技能講習修了証を取得された方は、統合修了証として発行されますので、旧修了証をご持参下さい。  
※一部免除申請(事業主の経験証明)が必要な方はFAX(0133)64-6148にて事前に確認をします。  
※修了証の発送は江差地区の出張講習が終了後に一斉発送となりますのでご了承ください

### 助成金制度のご案内

#### 人材開発支援助成金

(建設労働者技能実習コース)

平成30年10月1日より  
北海道労働局への計画届等の提出が不要となりました。

詳しくは当教習所にお尋ねください。

#### 《受給資格》

- (1)資本金3億円以下または従業員300人以下。
- (2)雇用保険料率が12.0/1,000に加入。
- (3)受給者が被保険者であること。(入られていない方は減額にて可能な場合があります)
- (4)受講期間中、受講者に賃金が支払われること。  
注)社長、役員で報酬扱いの方、一人親方及び同居親族のみの建設業者は対象外です。